様式第四を次のように改める。

様式第四（第五条関係）

収入印紙

薬剤師免許証書換交付申請書

1　登録の年月日

2　薬剤師名簿登録番号

3　書換交付申請の理由

4　旧姓併記の有無。（有の場合は希望する旧姓）
有・無

上記により、薬剤師免許証の書換交付を申請します。

年　　月　　日

本　　籍　（国籍）
住　　所
ふりがな
氏　　名　　㊞　（男・女）
年　　月　　日生
電　　話　（　　）

厚生労働大臣　殿

（注意）
1　用紙の大きさは、日本工業規格A列４番とすること。
2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。
3　収入印紙には、消印をしないこと。
4　氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

附　則

（施行期日）
1　この省令は、平成三十一年六月一日から施行する。
（経過措置）
2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省令第五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月一日　　国土交通大臣　石井　啓一

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応する対象規定のないものは、これを削る。

改正後	改正前
（保安部の所掌事務） **第四条**　保安部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四　（略） 五　空港等の保安に関すること（土木施設、建築施設及び電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び航空交通管制のために必要な情報の処理を行うシステムを構成する施設（以下「管制情報処理システム施設」という。）を除く。）に関する保守に関するものを除く。）。 六・七　（略） （削る） 八～十一　（略）	（保安部の所掌事務） **第四条**　保安部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四　（略） 五　空港等の保安に関すること（土木施設、建築施設及び電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー並びに国内及び国際航空通信における航空交通に関する情報の中継を行うシステムを構成する施設（以下「航空交通情報システム施設」という。）及び航空交通管制のために必要な情報の処理を行うシステムを構成する施設（以下「管制情報処理システム施設」という。）を除く。）に関する保守に関するものを除く。）。 六・七　（略） 八　航空交通情報システム施設に関する工事及び保守に関すること。 九～十二　（略）